
男女平等社会への変革と女性運動、労働運動 ＝ 21世紀日本社会の展望 ＝

高知短期大学教授 芹 澤 壽 良

はじめに 公開最終講義のテーマ設定について

I 近代社会の歴史的過程における三つの巨大な社会的解放運動の展開

- ①18世紀後半からはじまる市民的解放運動。
- ②19世紀後半にはじまる労働者解放運動。
- ③20世紀の最初の四半期にはじまる男女平等運動(女性解放運動)、
とくに後半期における画期的な国際的發展—人類史上かつてない
歴史的経験。

II 現代社会の変革と社会運動

- ①20世紀—社会問題と社会運動の噴出の世紀・「組織の時代」。
- ②労働者、農民、住民・市民、女性、障害者さらに少数民族などの
社会問題を解決するためになされる社会状況を変革しようとする
集团的・主体的な大衆的組織的運動。

▽変革主体としての社会運動の類型

- : 階級的利害・同質性を基礎とした政党運動、労働運動、
農民運動。
- : 多様な階級・階層・世代を含んで全世界的規模で展開さ
れている反核・平和運動、環境保護運動、人権擁護運動。

- ：具体的な地域・生活問題の解決をめざす市民・住民運動。
- ：社会制度・文化上の問題解決をもとめる女性運動、青年運動。

▽労働運動とは、労働組合運動を中心とする労働者階級の諸組織の運動の総称で、なかでも労働組合とは、団結の必要性を認める労働者ならがれでも加入できる組織で、要求実現のために資本家階級と闘う階級的な大衆組織。

▽女性運動とは、女性であることを理由に女性が受けるあらゆる差別、不平等、不自由、不利益に反対し、それらから生ずる諸願望、諸要求を基礎にして展開される女性の自覚的な社会的行動であり、女性解放運動・男女平等運動とは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる面の男女差別を除去し、人間としての男女平等を実現させる、つまり男女がともに自由に平等に生き、それぞれの全人格的発達が保障され、能力を全面的かつ十分に開花、発展させて、各々が区別なく自己の運命の主人公となれる社会の実現をめざす運動。

Ⅲ 国内外における男女平等運動の発展と到達点

①男女平等は平和と民主主義の基礎

②グローバルな規模の国際連合の取り組みー『国連女性白書』（1995年）

「男女平等の問題は、世界的課題リストのトップになりつつある」

* 1946年・経済社会理事会に女性の地位向上委員会を設置。

* 1948年・世界人権宣言の採択。

* 1966年の世界人権規約と1967年の女子に対する差別撤廃宣言。

* 「国際婦人年」（1975年）から「国連婦人の10年」運動へ。

：国際婦人年世界会議（第1回国連女性会議・メキシコ）ー「10年間世界行動計画」の採択。

* 1979年・「女子にたいするあらゆる形態の差別撤廃条約」（女性の権利憲章）の採択。

- ：1980年（第2回国連女性会議・コペンハーゲン、条約署名式）
- * 1981年・「家庭責任を有する男女労働者の機会均等および平等待遇に関する条約（ILO156号）および勧告（165号勧告）」の採択
 - * 1985年・「国連婦人の10年」最終年（第3回国連女性会議・ナイロビ）－「西暦2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略の採択。
 - * 1989年・こどもの権利条約の採択。
 - * 1990年代・1970年代に続く各国における男女平等法制の整備の進展
 - * 1994年・国際家族年－万国共通スローガン・「Building the smallest democracy at the heart of society」（家族カラハジマル小サナデモクラシー・何ヨリモ家族トイウ社会ニオケルデモクラシーノ確立）
 - * 1995年・（第4回国連世界女性会議・北京）－「北京宣言」と行動綱領（361項目）の採択。
 - ：エンパワーメント（女性自身が力をつけること）
 - ：コミットメント（政府が責任をはたすこと）
 - ：オルターナティブ（代案をもつこと）

③日本国内の主な動向

- * 1945年・婦人参政権実現。
- * 1947年・男女平等明文化の新憲法施行、女性が国政選挙（10名）地方選挙（798名）で当選。
- * 1955～56年・日本母親大会、働く婦人の中央集会運動の発展。
- * 働く女性の増大・女性の社会進出（「労働力の女性化」）－1960年の女子結婚退職制や若年定年制撤廃の裁判闘争とその勝訴。
- * 1975年・広範な「国際婦人年の日本大会の決議を実現するた

めの連絡会」の結成と活動、政府の婦人問題企画推進本部の発足、自治体の女性政策も前進へ。

- * 1985年・女子差別撤廃条約批准、男女雇用機会均等法成立。
- * その後、育児休業・介護休業法、パートタイム労働法の制定。
- * 民法改正－選択的夫婦別姓制への理解広がる一方、根強い反対論。
- * 男性の女性が外で働くことへの理解は進むが、育児・家事・介護への参加はほとんど進まず。
- * 男性の労働観、余暇観、生き方観の変化－「企業人間」への反省と家庭、地域も重視した生き方への理解の広がり。
- * 1996年・男女共同参画審議会の「男女共同参画ビジョン－21世紀の新たな価値の創造」、政府の「男女共同参画2000年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画」策定。
- * 1997年・男女雇用機会均等法の改正案と労働基準法「女子保護規定」廃止案の国会上程、女性団体の反対運動広がる。

④男女平等意識の現状

▽総理府調査（平成7年）の男女平等意識の現状－現実の実態を反映し、女子に強い不平等感

- ：「男は仕事、女は家庭」－同感26.8% 同感しない48.0% どちらともいえない24.3%
- ：社会全体における男女平等感－男子優遇75.6% 平等19.5%
- ：職場における男女平等感－男子優遇59.3% 平等25.2%
- ：家庭における男女平等感－男子優遇53.6% 平等39.0%

▽厳しい日本の現状への国際的評価

- ：国連差別撤廃委員会（1994年）－「日本は経済では世界第2位であるが、女性の社会的地位では第14位」
- ：大きい男女の賃金格差

：政策決定の場への女性参画率の低さ

④日本の男女労働者数

- * 総人口 1億2404万人（男性 6085万人 女性 6319万人）
- * 労働力人口 6667万人（男性 3966万人 女性 2701万人）
- * 働く女性（自営業者を含む） 2614万人 家事専業者 1637万人
- * 女性労働者 2048万人（労働者全体に占める比率 38.9%）
男性労働者 3215万人
- * 女子パートタイマー 632万人 女子派遣労働者 37万人

IV 日本の労働組合運動100周年と男女平等運動の特徴

①労働組合運動の進歩の法則と欧米諸国の労働組合運動

- * 「労働組合運動の成長は、全般的には上昇線をたどりつつも横這いとピークの連続である。急激な発展の時期とゆるやかな発展の時期とが交互にくることは労働組合運動の進歩の一般法則である」
- * 政府、財界の労働者、国民各層への「規制緩和」「財政再建」の犠牲転嫁政策の推進。
- * 加盟組織の異なる各労働組合間の統一行動によるストライキ、デモでの抵抗、抗議、反対闘争の展開。これへの国民各層の支援。

②日本の労働組合運動の現段階

- * 財界の終身雇用制、年功的賃金・処遇システムの変更と政府の労働法制改編政策の具体化。
- * 労働者階級の数の増大と組織率の長期低落傾向－未組織労働者の増大。
- * 低い女性労働者の組織率と圧倒的に少ない組合役員。
- * 企業に枠を超えた多様な新しい労働者の抵抗、団結の運動組

織の発生－女性ユニオンも誕生。

- * 職場の男女差別にたいする法的手段による是正闘争と相次ぐ勝訴判決等の獲得－丸子警報器事件（差別賃金）、芝信用金庫事件（昇格差別）。
- * 民間大企業の労働組合を中核とする労働組合運動の労資協調主義的路線をめぐる矛盾の広がり－労働者と組合幹部の乖離。
- * 労働者、国民の利益擁護を優先させる労働組合運動の新たな高揚－加盟上部組織の相違を超え、共通要求を基礎に協力、共同の関係と統一行動進展。
- * 「女子保護規定」撤廃反対で女性団体、労働組合間の協力と運動の発展

③今日までの労働組合運動と男女平等運動に見られる対照的な傾向

- * 労働組合運動のナショナルセンターの分裂状況の固定化、闘争力の低下。
- * 特定のイデオロギーによる選別、排除を基本とする運動、男性中心の官僚主義的組織運営の傾向。
- * 労働者の組合離れの深まり、組合員の減少、組織率の低下。
- * 女性の社会参加の増大と男女差別撤廃の切実な要求を背景に、共同行動の団体としての「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」（52団体）に結集。
- * 民主主義的な組織運営で、話し合いを徹底させ、一致点を追求して統一を堅持して持続的に活動を展開。
- * あらゆる分野で女性中心のさまざまなネットワーク運動の発展。

④労働組合運動の民主的な自己改革の必要性

- * 労働者、国民が切実に求めていることを実現させる一致点で、すべての労働組合が協力、共同の関係を確立し、統一行動を追求すること。特定のイデオロギーや路線を盾にセクト主義に陥らないよにすること。

- * すべての労働組合が原点に立って、資本・政府、政党、宗教組織から独立した自主的、民主的な組織に改革し、組合民主主義を實踐して労働基本権を手段に要求實現のために全力をあげること。
- * 雇用・就業形態に関わりなく未組織労働者を積極的に労働組合に結集させること。
- * 女性労働者の要求と力量を重視し、組合活動の在り方を工夫するとともに、組合幹部にも積極的に登用して労働組合としての組織力、行動力を強化すること。
- * 労働組合の役員選挙制度を民主的に大幅に改正すること。職場の問題を自主的に交渉し、解決できる職場組織を確立すること。
- * 男女平等、セクシャルハラスメント問題を含む組合員教育を系統的に強化、実施すること。

V 男女共同参画社会・男女平等（共生）社会とは

①国および自治体の捉え方

▽国レベルの認識

- * 「男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう」

：5つの目標—人権の確立政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟・社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化・新たな価値の創造・地球社会への貢献（1996年・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造」）

▽自治体レベルの認識

- * 「21世紀の扉を女性と男性がともにひらくため、憲法の基本原理である個人の尊厳と両性の平等が保障され、「女子差別撤廃条約」の理念のもとに固定的な性別役割分担意識が是正され、女性と男性が、高知の恵まれた自然のなかでもてる力を思う存分に開花させ自分らしく生きることで輝き社会の発展に文化の創造とともに参加し、うるおいにみちた豊かな郷土の実現をめざします」(1990年・高知県「こうち女性プランー21世紀へ向けてともだち(共立)社会の展望」)
- * 「私たちが、めざす男女共生社会は、男女の対等の意識が確立されてお互い独立した人格として尊重し合い、それぞれの生き方を男だから、女だからといった理由で固定し、束縛することなく、幅広い自由な選択を認める社会である。…男女共生社会では、男女ともに伸び伸びとした人生が約束され、自己実現の機会にも恵まれるはずである。…日本国憲法と女子差別撤廃条約の理念を実現した新しい社会像として、その創造に取り組みたい」(1993年・「高知市女性政策推進協議会特別委員会・第二次提言」)

②男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造

- ・「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画」の意義と問題点。

▽積極的意義と特徴

- ：国内外の男女平等運動の要求、成果を盛り込む。
- ：男女共同参画は、「日本の経済・社会構造の歴史的な変革の鍵」という位置付けー「少死・高齢化の進展」、

「国内経済活動の成熟化」、「情報通信の高度化」、「家族形態の多様化」、「地域社会の変化」

：「ジェンダー」概念の登場－「女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」→「ジェンダー」の克服

：「ポジティブ・アクション」、「女性に対する暴力の撤廃」、「メディアにおける人権の推進・擁護」、「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」

▽問題点－女子保護規定撤廃の提起、不安定雇用の容認など。

VI 21世紀の日本社会を男女平等社会へ変革していくための女性運動、労働運動及び働く男女の基本的課題

①女性運動、労働運動の重点課題

▽雇用における男女平等

：男女労働者の労働時間短縮と共通の労働時間規制（時間外、休日労働等）の設定。

：母性保護・女性保護の拡充、労働条件全般の引き上げ。

：同一価値労働同一賃金の原則による男女労働者の賃金格差、正規労働者と非正規労働者の賃金格差の解消と賃金の引き上げ。

：セクシュアル・ハラスメントの防止対策と被害の救済措置の法的義務付け

：男女雇用機会均等法、労働者派遣法の抜本的な改正

：パートタイム労働者と家内労働者に関するILO条約の批准と国内法の改正

：育児休業・介護休業法の抜本的改正と早期実施、男女が担う育児・介護のための労働と休業中の所得保障の大幅引き上げ、介護の社会的サポートの確立。

：男女労働者が「職業生活と家庭生活の両立」を図れるための立法措置と社会的条件の整備－公的保育所の拡充と学童保育の法制化。

：解雇規制法の制定。

▽女性の経済的自立の保障と社会生活における男女平等

：農業、漁業、商工自営業における女性（家族従業者）の労働の有償労働としての正当な評価と自家労賃を認める制度の確立。

：年金制度の拡充（保険料を納入しない専業主婦への年金給付の見直しを含め）、農業者年金の充実と女性の加入促進。

：専業主婦と一定限度以下の収入の妻を優遇する税制の見直し。

：民法改正による選択的夫婦別姓制の導入。

▽学校教育、社会教育、企業内教育、組合員教育における男女平等教育の充実。

▽女性の健康を守るための措置

▽女性に対する暴力の根絶

▽政策決定の場への女性の参画

▽平和と民主主義を守るための国際連帯と運動の推進

②働く男女が協力し、ともに努力すべき日常的な課題

* 性別役割分担意識の克服－女性の社会進出、精神的自立、経済的自立への理解と支援。

* 人間として対等の立場に立った信頼と協力の夫婦関係の構築。

* 夫婦を中心に民主的、協力的な家族関係の確立。

* 男性の日常生活面での自立と家事労働への積極的参加、合理的な生活様式の確立。

* 共働き夫婦の職業労働と家事労働の後の自由な生活時間の有効活用。

* ストレスの解消と健康の保持。

* 近隣や地域の人々との交流、連帯と地域づくりの社会的な諸活動への参加。相互協力関係の確立。

おわりに 男女平等社会は、押し止めることの出来ない歴史の必然的な発展方向－国際的な男女平等運動との持続的な交流、連帯を深めつつ、21世紀の日本社会を、あらゆる面で人間優先の豊かな男女平等社会へ変革し、男女がともに個性と能力を全面的に開花させ、希望をもって生き、働いてそれぞれの人生を全うさせよう。

【読んでいただきたい参考図書】

◎辻村みよ子・金城清子著『女性の人権の歴史』（1992年 岩波書店）

◎大脇雅子・中島通子・中野麻美編著『21世紀の男女平等法』

（1996年 有斐閣）

◎小宮山洋子著『女と男の21世紀－北京から日本へ』

（1996年 大月書店）

◎川口和子著『雇用における男女平等とは』（1997年 新日本出版社）

以 上

〔基本資料〕

① 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年12月18日 第34回国際連合総会で採択

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべてに人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大き

な貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野に、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 4 条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第 5 条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第 6 条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 2 部

第 7 条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第 8 条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 9 条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとな

らないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の就学援助を享有する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家庭計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、高齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての

権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正視であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日以後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するため

に必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第18条の規定により選出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利が有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告に

より、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

② 第 4 回国連世界女性会議・北京宣言

1995年 9月15日 中国北京で採択

1. 我々、第 4 回世界女性会議に参加した政府は、
2. 国際連合創設50周年に当たる1995年 9月、ここ北京に集い、
3. 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
4. あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の中にある希望に発奮し、
5. 女性の地位は過去10年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
6. また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
7. 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再認識する。

8. 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間としての尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権宣言文書、殊に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
9. あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び少女の人権の完全な実施を保障すること。
10. 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット——1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年にカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにえける社会開発に関するもの——でなされた合意と進展に基礎を置くこと。

11. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
12. 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

13. 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
14. 女性の権利は人権である。
15. 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼ら間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
16. 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
17. すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
18. 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び持続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
19. 女性の完全な参加により、あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を立案し、実施し、監視することが必須である。
20. 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性グループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
21. 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的コミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。
22. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
23. 女性及び少女によるすべての人権及び基本的自由の完全な享受を保障し、これらの権利及び自由の侵害に対する効果的な行動を取る。
24. 女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等の女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。

25. 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
26. 雇用を含め女性の経済的独立を促進し、経済構造の変革を通じて貧困の構造的な原因に取り組み、重要な開発の行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
27. 少女及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルス・ケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
28. 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、遅滞無く、核軍縮及びあらゆる領域における核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効率的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を支援する。
29. 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
30. 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性の性と生殖に関する健康を促進する。
31. 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
32. 人種、年齢、言語、民族性、文化、宗教又は障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために彼らのエンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
33. 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
34. あらゆる年齢の少女及び女性の洗剤能力を最大限に開発し、すべての人々のためにより良い世界の構築への彼らの完全かつ平等な参加を保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35. 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学・技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受するための彼らの能力を高めることを通じることを含め、それらの経済的資源への女性の平等なアクセスを確保する。
36. あらゆるレベルにおける政府、国際機関及び団体の側の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会的開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質の達成への我々の努力のための枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功は、また、国内及び国際レベルでの資源の十分な動員、並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含むあらゆる入手可能な資金提供の仕組みからの途上国に対する新規及び追加的資源、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等

な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37. また、移行期の経済を伴う諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
38. 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

③ 年表 国連および日本政府の女性対策

年	国連の動き	日本政府の動き
1975(昭和50)年	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催（第1回世界女性会議）（6月～7月） 「世界行動計画」（7月）	総理府に婦人問題企画推進本部設置（9月） 婦人問題企画推進本部に参与を 設置 婦人問題企画推進会議開催
1976(昭和51)年	「国連婦人の10年」開始年 第26回国連婦人の地位委員会開催	「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン 総理府が「婦人の現状と施策 —国内行動計画に関する報告書— 第1回」公表 総理府が「婦人の現状と施策 —国内行動計画に関する報告書— 第2回」公表 「女子差別撤廃条約」に署名 （7月） 総理府婦人問題推進本部「国連 婦人の10年中間年全国会議」開 催（12月） 「国内行動計画後期重点目標」 策定 総理府が「婦人の現状と施策 —国内行動計画に関する報告書— 第3回」公表（4月） 「国籍法」の改正施行 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
1977(昭和52)年		
1978(昭和53)年	第27回国連婦人の地位委員会開催	
1979(昭和54)年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980(昭和55)年	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催（第2回世界女性会議） 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 第28回国連婦人の地位委員会開催	
1981(昭和56)年	第67回ILO総会で156号条約、165号勧告を採択	
1983(昭和57)年	第29回国連婦人の地位委員会開催	
1983(昭和58)年		
1984(昭和59)年	第30回国連婦人の地位委員会開催	
1985(昭和60)年	「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）開催（第3回世界女性会議） 「（西暦2000年に向けての）婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	

年	国連の動き	日本政府の動き
1986(昭和61)年	第31回国連婦人の地位委員会開催 国連女子差別撤廃委員会委員に赤松良子氏当選	婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進者会議開催
1987(昭和62)年	ニューヨーク国連本部で国連婦人の地位委員会1987年会合（特別会期）開催	婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 婦人問題企画推進本部参与拡充
1988(昭和63)年	ニューヨーク国連本部で第7回女子差別撤廃委員会開催（以後、毎年開催） 第32回国連婦人の地位委員会開催（以後、毎年開催）	
1989(平成元年)年	国際識字年	総理府が『婦人の現状と施策－新国内行動計画に関する報告書（第1回）』公表 文部省は新学習指導要領で家庭科の内容・履修について男女同一の教育課程告示
1990(平成2)年	第34回国連婦人の地位委員会（拡大会期）開催 国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	国際協力事業団（JICA）「女性と開発」援助の研究会を設置
1991(平成3)年		婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）策定」 JICAに「女性と開発」専門家養成コース開設
1992(平成4)年	国連婦人開発基金（UNIFEM）日本国内委員会発足 リオデジャネイロで「国連環境開発会議」開催	「育児休業法」施行 農林水産省「新しい農山漁村の女性－2001年に向けて」策定 「生活大国5ヵ年計画」政府発表 労働省「介護休業制度等に関するガイドライン」策定

年	国連の動き	日本政府の動き
1993(平成5)年	国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	第4回世界女性会議日本国内委員会及びNGO部会設置
1994(平成6)年	国際家族年 国連女子差別撤廃委員会委員に佐藤ギン子氏選任 E S C A P地域準備会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択 第81回ILO総会でパートタイムに関する条約及び勧告採択 カイロで国連人口開発会議開催	6月24日総理府本府組織令の一部改正の政令及び男女共同参画審議会令が公布、施行。 それにより総理府の大臣官房に男女共同参画室が設置、総理府に男女共同参画審議会設置。 7月12日閣議決定で男女共同参画推進本部が内閣に設置され、婦人問題企画推進本部が廃止。 法務省「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」公表 総理府男女共同参画室編「第4回世界女性会議に向けての日本国政府ナショナル・レポート」刊行
1995(平成7)年	第4回世界女性会議(北京)開催	男女共同参画審議会部会における論点整理を公表、意見・提案を募集 ILO156号条約(家庭責任をもつ男女労働者に関する条約)批准 育児休業介護休業法制定(介護休業の部分は1999年施行)
1996(平成8)年		男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造」 政府「男女共同参画2000年プラン」(西暦2000年までの国内行動計画)策定

(総理府編「女性の現状と施策」より加筆作成)

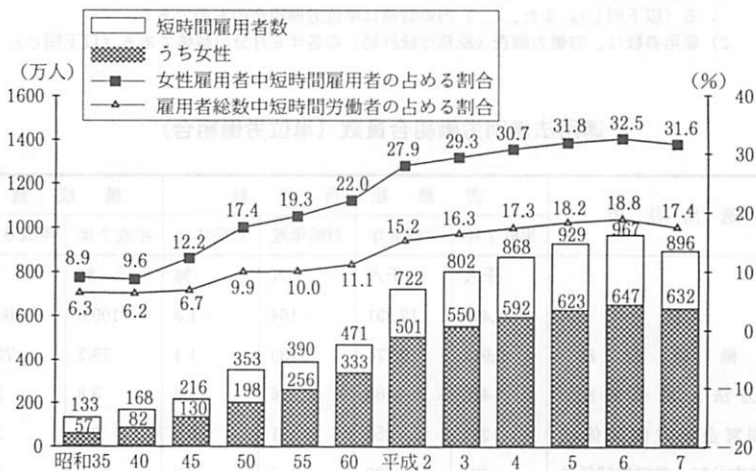
〔若干の統計〕 合併機代一里 務新の率副張五並ひ気員合併機代 業合機機代

労働力人口、労働力率の推移

	女			男			労働力人口に占める女性の割合 (%)
	労働力人口 (万人)	前年比 (%)	労働力率 (%)	労働力人口 (万人)	前年比 (%)	労働力率 (%)	
昭和50年	1,987	-0.6	45.7	3,336	0.8	81.4	37.3
55	2,185	1.2	47.6	3,465	0.8	79.8	38.7
60	2,367	0.9	48.7	3,596	0.4	78.1	39.7
平成2年	2,593	2.4	50.1	3,791	1.4	77.2	40.6
3	2,651	2.2	50.7	3,854	1.7	77.6	40.8
4	2,679	1.1	50.7	3,899	1.2	77.9	40.7
5	2,681	0.1	50.3	3,935	0.9	78.0	40.5
6	2,694	0.5	50.2	3,951	0.4	77.8	40.5
7	2,701	0.3	50.0	3,966	0.4	77.6	40.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

短時間雇用者数の推移（非農林業）



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）「短時間雇用者」：調査対象週において就業時間が35時間未満であった者

労働組合数、労働組合員及び推定組織率の推移(単一労働組合、単位労働組合)

年	労働組合数			労働組合員数			雇用者数 万人	推定 組織率 %
	対前年差	対前年比	%	対前年差	対前年比	%		
平成3年	33,008 (71,685)	-262 (-517)	-0.8 (-0.7)	12,397 (12,323)	132 (129)	1.1 (1.1)	5,062	24.5
4	33,047 (71,881)	39 (196)	0.1 (0.3)	12,541 (12,471)	144 (148)	1.2 (1.2)	5,139	24.4
5	32,552 (71,501)	-495 (-380)	-1.5 (-0.5)	12,663 (12,587)	123 (116)	1.0 (0.9)	5,233	24.2
6	32,581 (71,674)	29 (173)	0.1 (0.2)	12,699 (12,619)	35 (33)	0.3 (0.3)	5,279	24.1
7	32,065 (70,839)	-516 (-835)	-1.6 (-1.2)	12,614 (12,495)	-85 (-124)	-0.7 (-1.0)	5,309	23.8
8	31,601 (70,699)	-464 (-140)	-1.4 (-0.2)	12,451 (12,331)	-162 (-164)	-1.3 (-1.3)	5,367	23.2

(注) 1) 労働組合員数の千人未満は四捨五入しているが、対前年差(率)は人単位で算出している(以下同じ)。また、()内の数値は単位労働組合のものである。

2) 雇用者数は、労働力調査(総務庁統計局)の各年6月分の数値である(以下同じ)。

適用法規別労働組合員数(単位労働組合)

適用法規	労働組合員数				構成費	
	平成7年	平成8年	対前年差	対前年比	平成7年	平成8年
	千人	千人	千人	%	%	%
計	12,495	12,331	-164	-1.3	100.0	100.0
労働組合法	9,913	9,774	-139	-1.4	79.3	79.3
国労法・地公労法	478	485	6	1.3	3.8	3.9
・ 国营企業労働関係法	254	255	1	0.5	2.0	2.1
・ 地方公営企業労働関係法	224	229	5	2.2	1.8	1.9
国公法・地公法	2,104	2,073	-31	-1.5	16.8	16.8
・ 国家公務員法	263	257	-6	-2.5	2.1	2.1
・ 地方公務員法	1,841	1,816	-24	-1.3	14.7	14.7